

平成16年度一般会計ほか5会計予算可決 ポイ捨て・犬のふん害防止条例を制定

第1回町議会定例会は、3月8日から18日までの会期11日間で開かれ、ポイ捨ておよび犬のふん害の防止に関する条例の制定をはじめ平成16年度一般会計・特別会計予算など21案件（町長提出20件・議員提出1件）について審議された結果、議員提出議案を除き原案どおり可決承認されました。その主な内容をお知らせします。

町長提出議案

固定資産評価審査委員会 委員に市村正男さん

明和町の固定資産評価審査委員会委員の立川實さんが3月24日をもって任期満了となりますので、後任に市村正男さん（68歳・新里）を同委員に選任することが同意されました。



群馬県市町村総合事務 組合規約の変更

今後予想される市町村合併が行われる場合の組合財産の処分方法を組合格約に新たに定めました。内容は、合併により加入、脱退、

継続する場合の加入負担金や還付金等の財産処分等についての適用です。

群馬県市町村会館管理 組合規約の変更

今後予想される市町村合併が行われる場合の組合財産の処分方法を組合格約に新たに定めました。内容は、群馬県市町村総合事務組合格約と同様です。

ポイ捨ておよび犬のふん害 の防止に関する条例の制定

道路や公園に空き缶等のポイ捨てや犬のふん害が後を絶たないため、モラルやマナーの啓発では限界があり根本的な解決に至っていない状況です。このため、ポイ捨て等を禁止する規制だけの条例ではなく罰則規定を定め、抑制することとしました。

内容は、町・町民等・事業者・土地所有者等の責務やポイ捨て等

の禁止、ふん害の禁止などを定めたものです。また、違反行為者に対して現状回復命令や立入調査、命令に従わなかった者・事業者に3万円以下の過料を科すことなどを定めました。なお、施行は平成16年10月1日からです。

下水道施設の設置および 管理に関する条例の制定

公共下水道の一部供用開始に伴い、施設の名称、位置、区域など公共下水道の設置および管理に関する必要な事項を定めました。名称は、明和水質浄化センターで、区域は江口、田島、南大島、新里、中谷、梅原地区の各一部です。なお、施行は平成16年4月1日からです。

小口資金融資促進条例の 一部改正

県の小口資金融資促進制度要綱の一部改正に伴い、中小企業者を支援するため既往債務についての借り換え期間を平成15年度に限定していましたが、景気動向を踏まえ1年間延長しました。なお、施行は平成16年4月1日からです。

企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部改正

条例中の字句を改正し、併せて一般職員の給与に関する法律の施行に伴い、自宅に係る住宅手当の給付が新築または購入から5年間に限定されたための改正をしました。

町道路線の廃止

庁舎関連道路の改良工事を計画しており、補助事業申請にあたり対象路線は1路線がよいとの指導を受け、9号線の八軒公民館前から役場西交差点までと、2・15号線の「和の郷」南の信号交差点から東へ、ふるさと産業文化館西角交差点までを廃止しました。また、2・4・4号線は、昭和橋関連取り付け道路改良工事に関して、拡幅される道路下に入るため廃止しました。

町道路線の認定

町道路線を廃止した路線の変更として、9号線を「和の郷」南信号交差点から東へ向かい役場西交差点までとし、73号線を八軒公民館前からふるさと産業文化館西角の交差点までとして、改めて認定しました。